

2019 年度 FD 関連資料

会議記録等

(1) FD 委員会

【FD 委員会構成員】

役職	氏名
委員長	高橋 徳行
委員	大野 早苗 (経済学部長、経済学研究科委員長)
	上向 貫志 (人文学部長、人文科学研究科委員長)
	大屋 幸恵 (社会学部長)
	土屋 直樹 (教務部長)
	新納 卓也 (学長補佐)
	目時 壮浩 (経済学部選出委員、経済学研究科選出委員)
	水口 拓寿 (人文学部選出委員、人文科学研究科選出委員)
	人見 泰弘 (社会学部選出委員)
	中塩屋 久美 (大学企画室長)
	深瀬 史穂 (教務課長)

【FD 委員会議題】

■ 第 1 回 FD 委員会 2019 年 5 月 9 日 (木)

〈審議事項〉

A-1 2019 年度 FD 委員会体制の件

- (1) FD 委員会構成員
- (2) FD 委員会会議日程(案)
- (3) FD 関連行事開催日程(案)
- (4) 業務分担(案)
- (5) 全学自己点検・評価委員選出の件

A-2 授業評価アンケートの件

- (1) 授業評価アンケート(学部)実施(案)
- (2) 授業評価アンケート(大学院)実施(案)

A-3 FD 研修会の件

A-4 大学院懇談会の件

- (1) 大学院懇談会実施(案)
- (2) 大学院の教育・研究環境に関するアンケートの件

〈報告事項〉

B-1 その他

■ 第 2 回 FD 委員会 2019 年 6 月 6 日 (木)

〈審議事項〉

A-1 武蔵大学授業評価アンケートの実施・活用に関するアンケートの件

A-2 ベストティーチャー賞選定基準の件

A-3 授業評価アンケート(学部)の教員へのフィードバック方法の件

〈報告事項〉

B-1 授業評価アンケート(学部)(第 1Q)実施結果

B-2 その他

■第3回FD委員会 2019年9月26日(木)

〈審議事項〉

- A-1 (学部)2020年度授業評価アンケートの件
 - (1) 実施概要の見直し
 - (2) 教員へのフィードバック方法の変更
 - (3) 教員から学生へのフィードバック方法
- A-2 2020年度FD関連予算案の件
- A-3 FDフォーラム実施案の件
- A-4 シラバスへのカリキュラム・マトリックス掲載の件

〈報告事項〉

- B-1 大学院懇談会実施報告について
- B-2 (大学院)前学期授業評価アンケートの実施結果について
- B-3 「2018年度授業評価アンケートの実施・活用に関するアンケート」集計結果
- B-4 (大学院)2020年度FD活動について

■第4回FD委員会 2020年1月9日(木)

〈審議事項〉

- A-1 (学部)2020年度授業評価アンケートの件
 - (1) 運用について
 - (2) 設問変更について
- A-2 2019年度事業報告及び2020年度事業計画の件
- A-3 武蔵大学ファカルティ・ディベロップメント委員会規程一部改正について
- A-4 授業評価アンケート集計結果の取扱について

〈報告事項〉

- B-1 2020年度FD研修会について
- B-2 (学部)後学期・第4クォーター授業評価アンケートの実施報告について
- B-3 (大学院)授業評価アンケートの実施について
- B-4 教育効果評価委員会からの報告について
授業改善に向けた取組の検討
- B-5 FDフォーラム開催報告について
- B-6 プレFDの運用について
- B-7 2020年度以降の大学院懇談会、教育・研究環境に関するアンケートの実施について

■第5回FD委員会 2020年2月27日(木)

〈審議事項〉

- A-1 2019年度ベストティーチャー賞選定の件
- A-2 2020年度FD委員会の件
- A-3 2020年度(学部)授業評価アンケート実施依頼文の件

〈報告事項〉

- B-1 2020年度(学部)授業評価アンケートの運用について
- B-2 2019年度(大学院)後学期授業評価アンケートの実施結果について
- B-3 2020年度FD研修会の件

(2) 六大学における合同 FD・SD 等の実施に関する打ち合わせ

■ 2019 年 11 月 19 日(火) 於 武蔵大学

〈議事〉

1. 六大学合同SD・FD 研修会のテーマ及び開催時期について
2. 認証評価及び自己点検・評価に関する情報／資料交換
3. 教育改革推進に関する情報／資料交換

2. 外部研修等への参加実績

日付	研修テーマ／主催（共催）
2019年	
5月28日	私大連フォーラム2019 「高等教育政策と公財政支援」 （一般社団法人日本私立大学連盟）
6月29日	「大学入試共通テストいよいよ目前！『高大接続・大学入学者選抜改革』の最新動向」 （株式会社エデュース）
7月4日	2019年度第1回 Between セミナー 「大学改革期を走りきる学生募集の中期戦略～心を掴む情報開示で大学のブランディングを～」 （株式会社進研アド）
8月6日 ～7日	令和元年度FD推進ワークショップ「大学教員の職能開発とFD」 （一般社団法人日本私立大学連盟）
8月22日 ～23日	大学評価・IR担当者集会2019 （大学評価コンソーシアム、国立大学法人神戸大学）
8月24日	高等教育質保証学会第9回大会 「質保証文化の成熟を目指して」 （高等教育質保証学会）
8月30日	令和元年度 大学・短期スタディー・プログラム「教育活動とエビデンス」 （公益財団法人 大学基準協会）
9月7日 ～8日	第12回初年次教育学会 「初年次を超える初年次教育：キャリア形成支援の視点から」 （初年次教育学会）
10月4日	六大学FD・SD研修会 「学修成果の可視化を改革に活かす—学生の学びを中心に据えた大学を目指して—」 （六大学教育改革推進担当者会議）
11月23日	学校と社会をつなぐ調査 第4回調査 分析結果報告会 「高校2年生から大学4年生まで 生徒はどう変わったか？～高大接続改革、資質・能力の育成の意義をデータから見る～」 （学校法人 河合塾）
12月9日	APシンポジウム「直接評価の実践 基盤力テストの到達点と今後の展望」 （山形大学）
12月11日	教育研究シンポジウム 「教育活動の可視化と質向上—学生調査とアセスメント・ポリシー」 （一般社団法人日本私立大学連盟）
1月24日	APシンポジウム「キャリア形成と主体的学修を基盤とした卒業時の質保証」 （東京都市大学 教育開発機構）
1月31日	大学評価シンポジウム （公益財団法人 大学基準協会 評価研究部 企画・調査研究課）
2月25日	情報メディア教育研究センターシンポジウム2020 （法政大学 情報メディア教育研究センター） ⇒ 中止
3月9日	ラーニングコモンズの分析 ～学習環境と支援サービスの設計ワークショップ～ （千葉大学アカデミック・リンク・センター） ⇒ 中止
3月18日 ～19日	第26回大学教育研究フォーラム （京都大学） ⇒ 中止

3. 事業報告／事業計画

【はじめに】

第三次中期計画の中で、FD活動については「授業評価アンケートによる教育課程の見直しを促進する」事項が計画として挙げられている。この第三次中期計画に基づき、毎年度の事業計画が策定される。これは、FD活動の活動方針にも関連する重要事項であるため、今年度の総括を兼ねた事業報告と次年度の事業計画を掲載する。

第三次中期計画における施策	UD10230 授業評価アンケートによる教育課程の見直しを促進する
年度計画（目標）	<ul style="list-style-type: none"> ・回答率の検証 ・教員及び学生へのフィードバック方法の検討 ・授業評価アンケート結果の検証を教育効果評価委員会と連携して実施オンライン化の導入
活 動 計 画	<ol style="list-style-type: none"> ①オンラインでの実施方法が浸透し前年以上の回答率となる。 ②2018年度授業評価アンケート結果を教育効果評価委員会等と連携しながら分析・把握の上、教員に周知するとともに、結果に基づき、授業改善の検討を行う。 ③授業評価アンケート結果の教員へのフィードバック方法についての検討を行う。 ④授業評価アンケートにDPの設問を設定し、授業ごとに学生のDPに関する自己評価分析結果を把握する。 ⑤授業評価アンケート結果を教員から学生にフィードバックするための検討を行う。 ⑥教育効果の向上、予算の削減について当初の最終目標を達成するよう引き続き検討し結論を出すこと。
実 施 結 果	<ol style="list-style-type: none"> ①オンラインでの実施2年目となり実施方法は浸透してきたが、回答率の向上へはつながっていない。 ②教育評価効果委員が2018年度授業評価アンケート結果の分析を行い、分析報告会を全専任教職員対象に開催したが、一部の教員の参加にとどまり、かつ授業改善の検討には至っていない。 ③2019年度第3回FD委員会にて、教員へのフィードバック方法について予算も含め検討がなされた。教員へのフィードバックは費用との兼ね合いもあり、従来の紙媒体でのフィードバックは廃止し現行のシステムの標準機能を使用して実施することとなった。 ④教育効果評価委員により、大学IRコンソーシアム調査を用いてDPに関する分析を全学及び学部単位で行ったが授業毎に数値化するには至っていない。 ⑤授業評価アンケートの結果を教員から学生にフィードバックするために、次年度から教員個人へのフィードバックを従来の紙媒体からオンライン化し、アンケート結果のフィードバックをアンケート終了後、迅速に行うこととした。迅速に結果をフィードバックすることにより、授業実施期間中にフィードバックできる体制は整った。ただし、教員から学生へのフィードバックは強制をするものではなく可能な限り対応するという方針にとどまっている。 ⑥教育効果の向上を図るために、授業評価アンケートの設問内容や授業評価アンケート結果の集計・分析方法について、検討したが、予算削減に対する結論は出していない。
来 期 活 動 目 標	<ol style="list-style-type: none"> ①授業評価アンケートの回答率向上のための施策を検討する。 ②2019年度授業評価アンケート結果を用いて、DPの検証を行う。 ③各授業の授業評価アンケート結果の活用方法に関して、2020年の活用方法を確定させる

4. FD 関連規程

武蔵大学における FD 活動の基本的方針と課題

1 基本的方針

大学をめぐる社会的環境が大きな変化に直面する中で、FD 活動についての要請が高まっている。変化の要因としては、大学間競争の激化、学生の変容、大学への教育行政の管理の強化等があげられる。そのような中で、大学教育の質保証の手立てが求められ、大学教育改革の内部努力がはかられてきた。大学によっては、高等教育開発部門を設置し、内外の研究成果を踏まえて、教育改善にチャレンジしているところも少なくない。こうして、FD 義務化の時代が到来しているのである。本学においても、従来 of 成果を踏まえ、今後の FD 活動についての基本方針と課題を明確にする必要がある。

本学において、FD 実施の動向は、学部別授業改善の取り組みとして始まった。やがてそれらは FD 実施委員会の発足と関わって全学的な取り組みとして発展した。その過程で、授業評価アンケートや研修会が続けられてきたが、同時に個別の実践として、学部横断プロジェクト、シヤカリキフェスティバル、ゼミ大会、卒業論文発表会等の授業改善の取り組みが広がってきた。一方でこうした本学での成果に立脚しつつ、今後の FD 実施の改革方向を模索する時期に来ているといえる。

そこで以下、本学における FD 実施の基本的枠組みについて、5 点にわたり指摘する。

(1) 大学経営の中核的課題の一つとして FD・SD を位置づける

時代や社会の要請に応え、学生の資質・能力の向上に資する大学教育の内実を支えるものとして、FD・SD の活動を位置づける。そのための体制を整備する。

(2) 教育活動改善の取り組みを FD と定義する

授業評価アンケートや研修会という限定的現象でなく、教育活動改善の総体を FD として定義する。武蔵大学の個性に即した特徴的な活動を創造する。

(3) 従来 of 取り組みの前進点を確認し、革新しつつ継承する

個別に取り組んできた教育改善の実践を FD という視点から再評価し、それらの実践を伸ばしつつ新たな活動を開発する。

(4) 学部等が主体的に関わる全学的推進体制を整備する

日常的な教育改善実践を FD の重点場面として重視し、学部・学科・研究科・教務部・課程・センター各組織(以下「学部・学科等」と略記)を FD 実施主体として位置づける。全学組織(当面「FD 実施委員会」)は、FD に関わる全学的課題の企画・推進にあたりるとともに、実施主体である学部・学科等への支援・調整および外部との渉外窓口としての役割をもつものとする。

(5) 教員・職員・学生の参加体制を構築する

教育改善にむけて、学生の参加体制の工夫をはじめ、教員・職員・学生の協働体制を実現する。

2 重点的課題

1. の基本的枠組みに即して、FD 実施に関わる検討課題を 4 点にわたって指摘する。

(1) 教育改善の取り組みの充実をはかる

従来の実践を拡充する視点から、以下の 3 つの重点課題に関わる取り組みを発展させる

①授業アンケートの充実と活用

授業アンケート結果の閲覧活用に関する規程を作成し、情報管理と活用の基本を定める。また、授業アンケートの実施を授業改善に直結するかたちでシステム化する。その際、実施科目の精選をすすめるとともに、全学的実施領域と学部・学科等における実施が望まれる部分との切り分けも検討する。また、アンケート分析結果を早期に担当教員に提供するとともに教員からのリプライ(施設設備等の授業環境面についての意見を含む)を依頼する。同時に、アンケート結果を分析(専門家による二次分析を含む)し授業改善の課題(授業方法のみでなく授業環境の改善等を含む)を析出する。年度末に、カンファレンス(教員・職員・学生による懇談会)を実施し、協働の実をあげる。

②FD 研修会の充実

受動的な聴講スタイルを超え、主体的な参加体勢の組める研修機会を増やす。他大学・他地域での研修への参加機会も拡大する。また、新人研修の機会(他組織実施への派遣を含む)も配慮する。

③教育改善ツールの開発と学習支援スタッフの拡充

他大学の事例等を参照しつつ、教員むけの授業方法改善の手引きや学生向けの学習の手引きの作成等、授業改善に寄与する資料等の紹介及び開発に取り組む。また、学生の学習をサポートする支援スタッフ(大学院生や高学年学部生を含む)の拡充をはかる。

(2) 大学教育改革の情報提供機能を強める

学部・学科等における FD 活動推進の資料として、必要に応じ、各種データの収集・調査・提供の体制をとる。具体的領域としては、初年次教育、外国語学習、キャリア教育、リメディアル教育等が考えられる。その際、情報収集の機会として他大学や他地域および先進的な取り組みを推進する機関や専門家との連携を強める。当面、五大学間での FD 実施に関する情報交換の機会を追究する。情報収集に関しては、FD 推進組織の工夫や FD 実践に限らず、教室デザインや ICT 教育の推進状況、教育評価の規準等についても必要に応じて調査する。

(3) 学生 FD 活動の組織化をすすめる

他大学の実践を参照しつつ、FD 活動への学生参加の内容と方法を検討する。当面、学外で実施される学生 FD フォーラムへの参加を呼びかけ、意欲的学生の組織化に取り組む。学内的には、学友会を窓口懇談の機会を拓き、授業アンケートのまとめを踏まえた「FD フォーラム」(仮称)開催の可能性を追究する。

(4) 組織・体制の拡充と SD 視点の導入をはかる

FD 業務は日常的な教育改善や教育開発に深く関わるものであるから、それにふさわしい事務担当部門を位置づける。その際、SD 推進の視点からも FD 活動に見識をもつ職員を育成する。また、FD 実施にむけた基礎データの収集分析の必要性から、大学教育研究や調査業務に詳しい専門性をもった調査員を何らかのかたちで雇用するなどして、専門的な調査業務(学内データ分析や外部情報の収集・分析及び提言)やツール開発の支援体制を強化する。

(注記：本文書は 2011 年 4 月 14 日開催の大学協議会において報告された)

武蔵大学ファカルティ・ディベロップメント委員会規程

平成21年4月16日 大学協議会制定 平成27年1月22日一部改正
令和2年1月23日一部改正

(目的)

第1条 大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第25条の3（大学は、当該大学の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。）及び大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第14条の3（大学院は、当該大学院の授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。）に基づき、教員の専門能力の組織的開発を促進するため、武蔵大学にファカルティ・ディベロップメント委員会（以下「FD委員会」という。）を置く。

(業務)

第2条 FD委員会は、前条の目的を達成するために次の業務を行う。

- (1) 教育活動の組織的改善に関すること。
- (2) 教員の教育活動に係る専門能力向上のための研修計画立案・実施・分析に関すること。
- (3) 学生による授業評価アンケートの企画・実施・分析に関すること。
- (4) その他、前条の目的を達成するために必要な事項

(FD委員会の構成)

第3条 FD委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 学長の指名する専任教員
 - (2) 学部長
 - (3) 研究科委員長
 - (4) 教務部長
 - (5) 学部選出委員 各1名
 - (6) 研究科選出委員 各1名
 - (7) 大学企画室長
 - (8) 教務課長
 - (9) その他FD委員長が指名する者
- 2 FD委員会に委員長を置き、前項第1号の委員をもって充てる。
- 3 委員長が必要と認めたときは副委員長を置くことができる。
- 4 委員長は、FD委員会を招集し、その議長となる。
- 5 第1項第6号の委員は第1項第5号の委員と兼務する。
- 6 委員の任期は役職である者についてはその在任中とし、その他の者については2年とする。ただし、再任を妨げない。

(小委員会)

第4条 業務の実施のために、小委員会を置く。

- 2 小委員会は、FD委員長が指名する委員をもって組織する。
- 3 小委員会に委員長を置き、FD委員長をもって充てる。
- 4 小委員長は、小委員会を招集し、その議長となる。
- 5 小委員会には学部ごとの部会を設けることができる。

(小委員会委員以外の者の出席)

第5条 小委員会が必要と認めたときは、小委員会に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務所管)

第6条 この規程に関する所管部署は、大学企画室とする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、大学協議会の審議を経て、学長が行う。

武蔵大学「学生による授業評価アンケート」取扱内規

平成23年6月21日 大学協議会制定 平成27年1月22日一部改正

平成30年1月25日一部改正

(趣旨)

第1条 この内規は、武蔵大学ファカルティ・ディベロップメント委員会規程（以下「規程」という。）第2条第3号に基づき、学生による授業評価アンケートの実施及び集計結果の利用等について定める。

(アンケートの実施)

第2条 武蔵大学ファカルティ・ディベロップメント委員会（以下「FD委員会」という。）は、規程第2条第3号に基づき、「学生による授業評価アンケート」（以下「アンケート」という。）を実施する。

(結果の集計、加工及び分析)

第3条 アンケート実施後は、アンケート回答データ（以下「回答データ」という。）を適切に集計、加工及び分析するものとする。

2 前項の作業に当たっては、学生個人を識別できる個人情報が公表されることのないよう配慮するものとする。

3 第1項の集計、加工及び分析に当たっては、その作業の一部又は全部を第三者に委託することができる。

4 前項の委託にあたっては、学生個人を識別できる個人情報は削除するものとする。

(報告書の作成)

第4条 アンケート結果の集計データ（以下「集計データ」という。）を大学全体、学部全体、授業形態別等で集計、加工及び分析した結果をもとに、報告書を作成するものとする。

2 報告書は、教員及び調査に協力した学生へのフィードバック、並びに武蔵大学のファカルティ・ディベロップメント活動への取り組みを学内外に広報することを目的とし、適切な方法で公表するものとする。

3 前項に基づく報告書の公表は、武蔵大学のウェブサイトで行うことができる。

(科目別集計結果)

第5条 集計データを科目別に加工したもの（以下「科目別集計結果」という。）は、科目担当教員に報告するものとする。

2 科目別集計結果は、当該科目の履修登録学生にもフィードバックし、それ以外には原則として非公開とする。

3 顕彰の目的のために公表を行う場合は、その内容及び方法について、FD委員会が決定する。

(資料の保管等)

第6条 集計データ、科目別集計結果、分析等のため加工したデータ（以下「集計データ等」という。）は、FD委員会が保管する。

2 集計データ等は、電子媒体で10年間保存する。

3 回答データは、集計後1年間保存する。

4 第4条により作成された報告書は永久保存する。

5 公表された報告書等の著作権等の諸権利は、FD委員会が管理する。

6 集計データ等の資料を、FD委員会の許可なく、複写、保存、公開及び利用してはならない。

(集計データ等の貸与)

第7条 前条により保管された集計データ等は、授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究並びに自己点検・評価の目的で使用する場合に限り、FD委員会の審議を経て、学長が次に掲げる者に貸与することができる。

(1) 副学長

(2) 学部長及び教務委員長

(3) 研究科委員長及び教務主任

(4) 教務部長

(5) 教育効果評価委員

(6) その他、FD委員会が利用目的の正当性を認め、学長が特に許諾した者

2 前項第2号に掲げる者に貸与することができる集計データ等は、原則として当該学部の所管する科目に限るものとし、前項第3号に掲げる者に貸与することができる集計データ等は、原則として当該研究科の所管する科目に限るものとする。

(データの取扱い)

第8条 データの取扱いに関しては、学校法人根津育英会武蔵学園個人情報保護規程及び本法人の諸規程を遵守し、個人情報の保護に努めるものとする。

(守秘義務)

第9条 アンケートの実施・集計等に当たって立場上知りえた情報を他に漏らしてはならない。

(所管)

第10条 この内規に関する所管部署は、大学企画室とする。

(改廃)

第11条 この内規の改廃は、FD委員会及び大学協議会の審議を経て、学長が行う。

(省略)

附 則

この内規は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成30年1月25日から施行する。

六大学における合同FD・SD等の実施に関する包括協定

成蹊大学、成城大学、武蔵大学、甲南大学、学習院女子大学及び学習院大学（以下「六大学」という。）は、合同でファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）及びスタッフ・ディベロップメント（以下「SD」という。）等を実施するために必要な連携・協力に関する包括協定（以下、「本協定」という。）を次のとおり締結する。

（目的）

第1条 本協定は、各大学の理念・特色等を踏まえつつ、六大学が連携・協力することにより、FD及びSD等を合同で推進し、各大学の一層の発展に寄与することを目的とする。

（連携・協力の実施事項）

第2条 本協定に基づく連携・協力の実施事項は、次に掲げるものとする。

- (1) FD・SD等に関する合同研修会・講演会等の企画立案・実施
- (2) FD・SD等に関する他大学等による実践事例や政策動向等に関する調査研究・意見交換会等の企画立案・実施
- (3) 合同FD・SD等の実施により得られた知見の社会への発信
- (4) FD・SD等に関連する領域における教職員の研修・人事交流等の検討・企画立案・実施
- (5) その他六大学が協議の上同意した事項

（合同FD・SD協議会）

第3条 本協定の円滑かつ積極的な推進を図るため、合同FD・SD協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会の構成員は、各大学長及びFD・SD担当の管理職者の他、各大学が必要と認めた者とする。

3 連携・協力の具体的案件の検討・実施に際し、協議会に分科会を置くことができる。

4 協議会及び分科会の運営に関して必要な事項は、六大学による協議の上定めるものとする。

（経費）

第4条 第2条各号に定める事項の実施に要する経費の負担については、六大学による協議の上定めるものとする。

（協定の有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、平成27年6月1日から平成33年3月31日までとする。ただし、有効期間終了日の3ヶ月前までに各大学から特段の申し入れがない場合は、本協定の有効期間を1年間自動更新するものとし、以後同様の扱いとする。

（協定の改廃及び離脱）

第6条 本協定の改廃及び離脱を申し入れる場合は、有効期間終了希望日の3ヶ月前までに、各大学長宛に書面により行うものとする。

2 本協定の改廃及び離脱の申し入れがあった場合は、速やかに協議会を開催し、対応を協議の上決定するものとする。

（疑義等の解決）

第7条 本協定の運用等に関して疑義が生じた場合は、必要に応じて協議会を開催し、解決に努めるものとする。

（幹事校）

第8条 第2条各号に定める事項の実施に際し、六大学による協議の上、年度毎に幹事校を選出するものとする。ただし、幹事校以外の五大学においても、当該年度の合同FD・SD等の実施に際し、幹事校を主体的にサポートすることを義務付ける。

（各大学における事務局）

第9条 本協定に関する各大学における事務は、六大学教育改革推進担当者会議を所管する部署が行う。

附 則

1 第8条によらず、平成27年6月1日から平成28年3月31日までの間、学習院大学が幹事校を担当するものとする。

2 本協定の締結に伴い、「三大学における合同FD・SD等の実施に関する包括協定（平成27年2月10日締結）」は、これを廃止する。

本協定の締結を証するため、本協定書を6通作成し、署名押印の上、各1通を保有する。

平成27年6月1日